

# 令和7年10月1日以降は マイナ保険証か資格確認書

で医療機関・薬局にて  
受付をしてください。



## マイナ保険証を お持ちの方

(マイナンバーカード  
の保険証利用登録を  
している方)

### 10月1日以降はマイナ保険証で受付 をしてください。

「資格情報のお知らせ」が9月下旬に届きます。  
「資格情報のお知らせ」はこの書類単体では受診できませんが、  
被保険者番号や負担割合等が確認できるように交付される書類です。  
マイナ保険証が使えない医療機関等では、資格情報のお知らせを  
マイナ保険証と一緒に提示してください。

## マイナ保険証を 持っていない方

### 10月1日以降は資格確認書で受付を してください。

「資格確認書」が9月下旬に届きます。  
「資格確認書」は、マイナンバーカードを持っていない方、マイ  
ナンバーカードの保険証利用登録をしていない方に、申請しなく  
ても交付されます。

## マイナ保険証を持って いるが、マイナ保険証 の利用が困難な方

介助が必要などの理由で、マイナ保険証での受付が  
困難な方は、**申請すれば資格確認書が交付されます。**

※後期高齢者医療制度に加入すると、マイナ保険証を持っている・いないに  
かかわらず、「資格確認書」が交付されます。(令和8年7月まで)



医療機関等の受付窓口には設置されている顔認証付きカード  
リーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んで  
いない方には、その場で利用登録の案内がされます。マイナ  
ポータルでも、利用登録状況の確認ができます。

また、令和5年まで実施されていた「マイナポイント事  
業」で、保険証利用の申し込みをして7,500ポイントを受  
け取っていただければ、マイナ保険証利用登録済みです。

※マイナンバーカード電子証明書の有効期限切れにご注意く  
ださい。